

## 平成 27 年度 指定管理者モニタリングレポート

<b>施設名称</b>	浜田市みすみ地域活動支援センターきずな
<b>指定管理者</b>	<b>名称</b> ： 浜田市手をつなぐ育成会三隅支部
	<b>代表者</b> ： 支部長 嶧田 早代見
	<b>住所</b> ： 浜田市三隅町向野田 581 番地
<b>モニタリングの実施方針・方法等</b>	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営協定書、事業実施報告書、収支決算書、指定管理者へのヒアリング、実地調査等により、適否を検証する方法で実施しました。
<b>担当部署 (問合せ先)</b>	<b>部署名</b> ： 三隅支所 市民福祉課 健康福祉係
	<b>電話番号</b> ： 0855-32-2806
	<b>E-mail</b> ： m-shimin@city.hamada.shimane.jp

### ■ モニタリングの総合コメント

本施設は、障がい者に対して創作活動や生産活動の機会を提供して社会との交流を促進するとともに、地域の実情に応じて創意工夫した事業を実施しながら、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行っています。

指定期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間です。

現指定管理者は、平成 18 年 4 月の開所時から管理運営を行っており、施設管理運営のノウハウなど業務に精通しています。平成 27 年度において、協定書等で定める業務が適正に執行されており、事故の発生もなく、例規、法令等も遵守されていることから、総合的に判断して「良好」と評価しました。

### ■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設の 1 日あたりの実利用人数の基準は 5 人以上であり、平成 27 年度は常時利用者が 6 人、随時利用者が 2 人と基準を満たしていることから利用拡大が図られている。今後も安定的な運営を目指し、潜在的な利用者の掘り起こし等を行い、更なる利用者の増に努める必要があります。

平成 27 年度に実施予定であった利用者アンケートは行われなかったとのことでしたが、個別に利用者への聞き取りを適宜行い、利用者の満足度を高める努力をしており、今後も利用者本位の事業運営を継続されるよう期待しています。

なお、公共施設の再配置計画に基づき、当該施設の譲渡に向けた協議を進めることとしています。

<p><b>I 基本的な考え方</b></p> <p><b>①目的、公平性、効果等への所見</b></p> <p>本施設は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会の提供を行っています。</p> <p>現指定管理者は、条例・規則等、関係法令を遵守しながら、障がい者福祉の向上について十分認識し、適正なサービスを提供しているものと認められ、地域の障がい者福祉向上に一定の成果があったものと判断します。</p>
<p><b>II 業務内容</b></p> <p><b>①事業への具体的取組み方について</b></p> <p>事業所との委託契約によるタオルたたみ、レクリエーション及び地域団体との連携による各種イベントの参加等、事業実施計画書に沿って適切に実施されています。</p> <p><b>②施設の運営体制や組織について</b></p> <p>所長兼指導員 1 人、会計担当 1 人及びパート補助指導員 1 人を常時配置し、ボランティア 2 人の協力を得て、最小限の職員で最大の効果が上がるよう努力していることが認められます。前年度に比べボランティアが 1 人減となっていますが、運営方法の見直し等により影響が出ないように対応しています。</p> <p><b>③適切な事務や経理について</b></p> <p>当施設の事務処理については、法令等に沿って適正に処理されています。</p> <p>また、経理については、指定管理者の組織内監査員により決算監査が厳正に実施され、特に指摘事項も受けていません。</p> <p><b>④安全管理、情報管理、緊急時等の対応について</b></p> <p>安全対策マニュアルは作成、整備されており、施設・設備の安全保守点検も適正に実施されています。</p> <p>避難訓練については、独自で行っていますが、消防署の指導の下、訓練を実施するよう昨年に同じく指導しました。</p> <p><b>⑤その他業務内容について</b></p> <p>各種文化施設への社会見学や、マナー研修や人権についての研修会参加など積極的な活動を行っています。</p>

# 施設概要及び実績報告書

## 1 施設概要

<b>施設名</b>	浜田市みすみ地域活動支援センターきずな	
<b>所在地</b>	浜田市三隅町向野田 581 番地	
<b>開設年月</b>	平成 18 年 4 月 1 日	
<b>設置条例</b>	浜田市地域活動支援センター条例	
<b>設置目的</b>	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行うこと。また、障がい者等の福祉の向上を図るため。	
<b>施設の概要</b>	<b>敷地面積</b>	584.86 m <sup>2</sup>
	<b>延床面積</b>	237.36 m <sup>2</sup>
	<b>施設内容</b>	構造：木造平家建 建築：平成 18 年 3 月 作業所 60.5 m <sup>2</sup> 作業室 15.0 m <sup>2</sup> 会議室（和室）10 畳、（和室）8 畳 食堂 34.6 m <sup>2</sup> 事務室静養室 14.0 m <sup>2</sup> その他（浴室、倉庫、廊下）
<b>事業内容</b>	①創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等（法第 2 条第 1 項第 1 号の障害者等をいう。）が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援 ②その他障害者等の福祉の向上を図るために必要な事業	

## 2 運営実績

項目	H26 実績	H27 計画	H27 実績
開館日数	252 日	250 日	249 日
開館時間	8：15～16：00	8：15～16：00	8：15～16：00

## 3 利用実績

項目	H26 実績	H27 計画	H27 実績
延べ利用者数	1,205 人	1,200 人	1,282 人
利用料金収入	—	—	—

#### 4 収支実績（円）

項目	H26 実績	H27 計画	H27 実績
<b>収入</b>			
利用料金収入	—	—	—
指定管理料	4,300,000	4,300,000	4,300,000
事業収入	1,064,160	1,060,000	958,180
寄付金収入	33,000	0	33,000
雑収入	219	200	216
<b>収入計</b>	<b>5,397,379</b>	<b>5,360,200</b>	<b>5,291,396</b>
<b>支出</b>			
人件費	<b>3,078,745</b>	<b>3,130,000</b>	<b>3,070,797</b>
給与	3,052,500	3,060,000	3,044,850
手当	0	30,000	0
法定福利費	26,245	40,000	25,947
管理費	<b>1,224,474</b>	<b>1,170,200</b>	<b>1,232,419</b>
消耗品費	30,714	140,200	66,600
燃料費	104,771	100,000	81,609
光熱水費	366,379	520,000	356,621
通信運搬費	123,180	140,000	123,027
保険料	156,790	90,000	156,810
委託料	32,400	30,000	32,400
使用料及び賃借料	285,600	0	285,600
その他雑費	124,640	150,000	129,752
事業費	<b>1,094,160</b>	<b>1,060,000</b>	<b>988,180</b>
原材料費	123,447	130,000	127,495
通所者工賃	878,469	750,000	782,720
福利厚生費	92,244	130,000	77,965
その他経費	0	50,000	0
<b>支出計</b>	<b>5,397,379</b>	<b>5,360,200</b>	<b>5,291,396</b>
<b>収支差引</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>